

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表教育総務課の項中「管理係」を「管理調整係」に改め、「総務係」を削る。

第28条中「管理係」を「管理調整係」に改め、「総務係」を削り、「(1) 学校規模適正化（学校再編）に関すること。」を「(16) 学校規模適正化（学校再編）に関すること。」に、「(2) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関すること。」を「(17) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関すること。」に、「(3) 教育委員会の会議に関すること。」を「(18) 教育委員会の会議に関すること。」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。